

法務省民二第2258号

平成18年9月28日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減  
措置に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり金融庁総務企画局長・厚生労働省労働基準  
局労働者生活部長・農林水産省経営局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号の  
とおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

金總第1695号  
基勤発第0824002号  
18経営第2965号  
平成18年8月29日

法務省民事局長殿

金融庁総務企画局長

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長

農林水産省經營局長

租税特別措置法第80条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成18年財務省令第26号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の2第1項の認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式第一及び第二を別添のとおり変更したいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、内閣総理大臣、内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は内閣総理大臣及び農林水産大臣であるので、念のため申し添えます。

様式第一（第80条の2第1項第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店の所在地  
商 号  
代表者の資格及び氏名 印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)
2. 登記事項の内容 (注3)
3. 登記予定年月日  
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条又は第6条第1項の認定年月日  
年 月 日
5. 認定経営基盤強化計画中登記事項の該当する箇所 (注4)

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣 名 印

(注1) 申請者である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の役職及び氏名を記載する。

(注3) 次の例により記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

#### 第1号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））

#### 第2号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
- (2) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

#### 第3号の場合

- (1) ○○株式会社の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
- (2) ○○株式会社からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

(注4) 次の例により記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の○一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1)等に記載されている。）

様式第二（第80条の2第1項第4号、第5号又は第6号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店又は主たる事務所  
の所在地

商号又は名称  
代表者の資格及び氏名 印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 請受人（登記権利者）

本店又は主たる事務所の所在地

商号又は名称

(2) 請渡人（登記義務者）

本店又は主たる事務所の所在地

商号又は名称

2. 登記事項の内容

(注2)

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条又は第6条第1項の認定年月日

年 月 日

5. 認定経営基盤強化計画中登記事項の該当する箇所

(注3)

6. 不動産の表示（別紙）

（別紙）

7. 分割の場合、分割年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

主務大臣 名

印

(注1) 申請者である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。

なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 次の例により、所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

#### 第4号又は第6号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併（新設分割）等による所有権（抵当権）移転
- (2) ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併等による所有権（抵当権）移転
- (3) ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金〇〇億円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた分割等による所有権（抵当権）移転
- (4) 平成〇年〇月〇日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

#### 第5号の場合

- (1) ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- (2) 平成〇年〇月〇日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- (3) 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

(注3) 次の例により記載する。

2. に記載する登記事項は〇第〇〇号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の〇一〇一〇（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1)等に記載されている。）

(別紙)

1 土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

(注1) 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記録に合わせて記載する。

(注2) 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	権利の種類

(注1) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記録に合わせて記載する。

(注2) 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

法務省民二第2257号

平成18年9月28日

金融庁総務企画局長殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長殿

農林水産省経営局長殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の2第1項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について（回答）

本年8月29日付け金総第1695号、基勤発第0824002号、18経営第2965号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

法務省民二第2260号

平成18年9月28日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

「租税特別措置法第78条の2第1項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について」及び  
「租税特別措置法第78条の2第2項の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書の様式について」の廃止について（依命通知）

標記について、農林水産省経営局長から、別添のとおり通知がありましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

18 経営第2966号  
平成18年8月29日

法務省民事局長殿

農林水産省経営局長

「租税特別措置法第78条の2第1項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について」及び「租税特別措置法第78条の2第2項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書の様式について」の廃止について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第78条の2第1項及び第2項の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置が平成18年3月31日をもって廃止されました。

これに伴い、「租税特別措置法第78条の2第1項の規定より登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について」（平成14年3月13日付け13経営第5606号農林水産省経済局長通知）及び「租税特別措置法第78条の2第2項の規定により登録免許税の税率の軽減措置を受けるために農林水産大臣又は都道府県知事が発行する証明書の様式について」（平成11年5月13日付け11農経A第466号農林水産省経済局長通知）を廃止するとともに、所得税法等の一部を改正する等の法律附則第151条第3項又は第4項の規定に基づきなお従前の例によることとされた不動産の権利の移転の登記については、当該経過措置が適用されている間は証明書の様式についてもなお従前の例によることとしましたので、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。